



消費者教育NPO法人

お金の学校くまもと

会報・第33号 2018年夏休み号

〒862-0950 熊本市中央区水前寺1-6-11 セシール水前寺701号 ※住所が変わりました
TEL・FAX 096-384-4453 <http://ogk.main.jp/> Eメール: gakkou@sat.bbq.jp

左足の法則 - 徳村のごきげん創造術 -

徳村 美佳

以前読んだ心屋仁之助さん（性格リフォームカウンセラー）のブログに「今までと全く逆のことをやってみたら、人生が大きく好転する」って感じのことが書いてありました。これ実は、私がある女性（以下、Aちゃん）に言っていた事と同じなのでありました。Aちゃんは、結婚相手を大募集中でした。が、男性を見る目に不安がありました。なぜかAちゃん、ひとりのおとなの女性と対等につきあったり、困った時に二人で話し合っ乗り越えるということができない、いわゆる「おこちゃま」の男性を呼び寄せてしまうのでした。そんな時、ひとりの男性と出会いました。Aちゃんからその男性の話を聞いた私は、なかなか好感触。優良物件（角部屋南向き）って感じでした。でも、Aちゃんいわく「いや～～なんか違うんですね。雰囲気がない」とかなんとか・・・で、私、こう言いました。「いつも右足ばかり出してるから、どんどん進む方向がずれていくんじゃないかな。今度は左足出してみ、全く好みのタイプとは違うひととおつきあってみたら、うまくいくかもよ」。結果、これが大成功！！今、とっ～～～っても幸せなAちゃんなのでした。

今まで何かうまくいかなかった時、思い切って全く逆のことをやってみる。右足ばかり出したら、左足を出してみる。私は、最近、これを家計管理支援にも応用しています。ギャンブル依存で使途不明金がいっぱいの男性。これまで私は、不明金の追求をしていました。しかし、今は、追求しなくなりました。代わりに、どうやったら楽しくお金を使えるか、時間をどう使ったらごきげんになるか、そんなことを一緒に考えるようになりました。そのほうが、受援者も支援者も楽しい。きっと、このほうがいいことがある。そんな気がします。

収入はあるのに、なぜかいつもいろんな支払いを滞納してしまう女性。このケースも、これまでは使途不明金追求をしていましたがやめました。そしたら、この女性、自ら支払いを口座引き落としにしたいと言い出しました。これ、左足の法則の効果です。

「ごきげんな発想は、ごきげんを創造する」こんな言葉も、左足の法則を実行する中から生まれました。みなさんも、ぜひ、この法則にトライしてみることをおすすめします。



みんなは、どっちが左足かわかる？

我が家のボスは、わかってるくせに、いつも右足出しては、落ち込んで。ひとには、左足出せっていうのにな。

【平成 29 年度熊本県自殺対策補助金事業】

「ハイリスク者の抱える課題・分析等のアセスメントツール開発事業」

平成 29 年度、お金の学校くまもとでは、熊本県自殺対策補助金事業の一つとして、「ハイリスク者の抱える課題・分析等のアセスメントツール開発事業」を実施しました。

具体的な自殺対策を講じるためには、当事者が抱える課題の把握と地域の実情を理解することが重要と考えます。そこで、私たちは、自殺リスクの高い人が抱える課題をアセスメントするためのわかりやすい（使いやすい）ツールを開発することを目的として事業を実施しました。

【これまでの実績】

当法人では、これまでに自殺対策補助金事業を活用し、アセスメントシートを作成した経験があります。一昨年度（平成 28 年度）には、県北の 2 自治体で、このシートを使って調査を実施し、評価項目や指標など改善したい点も見えてきました。そこで昨年度は、使用者の感想を基に、よりわかりやすいシートへと改良を目指すことにしました。

【今回の事業内容】

自殺の動機には、経済問題もあげられており、経済問題や生活問題の相談先の一つである消費生活や生活困窮の相談窓口には、自殺のハイリスク者からの相談も寄せられると考えられます。今回、県北にある自治体の生活困窮者自立支援担当課に協力していただき、職員・支援者がどのように相談者の状況を理解しているのか、支援者がどのようなことを相談者の変化として評価しているのか、事例ごとに聞き取り、検討を行うこととしました。支援者が使いやすいアセスメントシートを開発するためには、支援者の意見を聞く必要があると考えたわけです。

平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月にかけて計 8 回にわたり、1 回あたり約 2 時間かけて生活困窮者自立支援の担当者、自立支援・就労支援等にかかわる職員らとともに、これまで担当した事例のふり返しを行いました。そして、支援者が相談者の変化をどのようにとらえているのか、支援者が相談者の変化として評価している項目、キーワードをあげ、その集約を試みました。

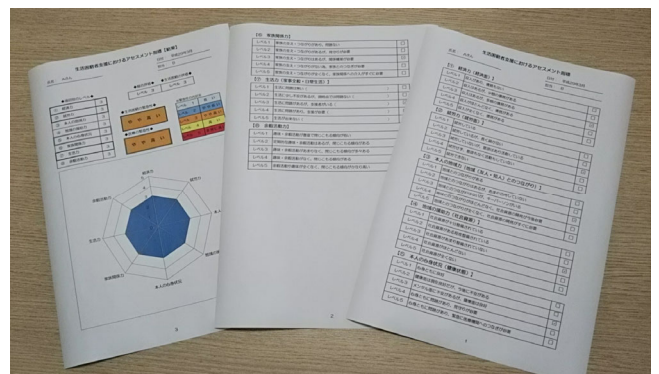
【検討の結果】

支援者から出された意見から、3つの示唆が得られました。

- ① 支援者は、実際に相談にかかわる中で、世帯が抱える課題の数（チェック項目数）と課題の深刻度、家族の人数は関連があると感じているようです。家族人数が多いと、世帯が抱える課題も多くなる、家族のパワーバランスも複雑になる、家族間の利益が相反する、誰がキーパーソンか分かりにくい＝誰にアプローチすればよいのかわかりにくい、といった状況になりやすく、課題の解決が非常に難しくなります。支援する側からは、家族の人数、課題の数、課題の深刻度がシートから見えやすい工夫が求められています。また、このような事例が集積すると、自治体に多い生活困窮世帯の傾向を示すことができ、地域の生活困窮者の状況把握に役立つと考えられます。
- ② 支援者は、相談機関がかかわることで生じた変化として、相談者自身の変化だけでなく、相談者を取り巻く環境の変化および援助する側の変化にも目を向けていることがわかりました。
 - i) 相談者自身の変化（例：面談の日時を守るようになった、電話に出るようになった、会話が増えた、何かを買う前に連絡をしてくれる等々）
 - ii) 相談者を取り巻く変化（家族や地域のかかわり方が変わった、職場が変わった、健康状態が変わった等々）
 - iii) 援助側の変化（相談者とつながっている関係機関が増えた等）
- ③ 相談者の関係性（つながり）に着目し、関係性の貧困から抜け出したかどうかを自立の尺度として、暮らしている地域で見守る人ができたかどうか等で自立の度合いを測ることを検討してはどうか。

今回の検討を通じて、支援者が使いやすいアセスメントシートとは何かを改めて考えることができました。その事例の困難さをどうやって表すことができるのか（抱える課題の数・深刻度）、困難さの程度を見えやすくするための工夫が必要であるとともに、相談機関がかかわることで生じた相談者自身の変化、相談者を取り巻く環境の変化、支援者の変化をいかに評価指標として取り入れるか、課題が明確になりました。

今後、アセスメントシート作成にかかる職員の負担を軽減することも考慮しながら、シートの改善に取り組みたいと思います。



「18歳成年？」

高山 悦子（京町法律事務所）

サッカーのワールドカップは残念でした。ところで、ワールドカップに浮かれています間に、国会では重要な法案が次々とほとんど議論もされずに成立しています。その中でも「18歳成年」が規定された民法改正（平成30年6月13日成立、2022年4月1日施行）は大きな問題を抱えています。

18歳は高校生です。そして、高校生の約8割が大学（短大も含む）や専門学校に進学しています。18歳になった時はもちろんその後も数年間は経済的に自立しません。経済的自立のみではなく、精神的成熟も十分であると思えません。

それでは、18歳成年にどのような問題が生じてくるのでしょうか。

まずは消費者被害の拡大です。18歳になれば、親の同意がなくてもクレジットカードを作り、借入をすることができます。高額な商品の購入もできます。今でも20歳になったばかりの大学生がマルチ商法の被害にあっています。ここでは、結局は保護者が被害を負担するしかありません。負担してくれる保護者がいない場合、20歳前に多重債務に陥り、破産する若者が出てくるでしょう。

この民法改正には若者を消費者被害から守るためとして、①消費者被害の拡大を防止するための法的整備を講ずること、②小学校・中学校・高等学校、大学・専門学校・職場、地域における消費者教育の充実に努めること、③行政機関が学校教育以外でも積極的に消費者教育に取り組む体制を整備することなどを求める附帯決議がなされています。

今こそ、お金の学校くまもとの出番です。今後、学校現場や行政機関からこれまで以上に研修等の要請があると思います。これまで培ったノウハウを駆使して、多くの子どもや若者にお金の仕組等を教えていけます。そう思うと、お金の学校くまもとは先進的な取組をしていたのですね。

次の問題は、離婚後、子どもと暮らしていない親が養育費を18歳までしか払わなくなるのではないかという危惧です。18歳で成年になりますから親の監護扶養義務は18歳までという解釈が可能です。しかし、18歳は高校生です。収入のない高校生は親の監護扶養がなければ高校に通い続けることができません。大学進学もできません。給付型の奨学金が受給できる若者が経済的にゆとり

がある保護者を持つ若者しか高等教育を受けることができなくなります。現在、別れた配偶者から養育費を受け取っている一人親はわずか19%です。熊本県は17%です。しかも金額は低く、支払確保のための方策も不十分という三重苦の状況です。これが母子家庭の貧困、子どもの貧困の大きな原因です。この上、18歳までしか支払われないということになると上記の貧困状態は悪化するばかりです。格差は益々広がり、固定化してしまいます。

この問題についても、附帯決議で、「成年年齢と養育費負担終期は連動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認するとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けて、養育費の取決め等について周知徹底するなど必要な措置を講ずること。」とされています。

消費者被害についても、養育費についてもこのような附帯決議をしてまで18歳を成年とした理由は何でしょうか。ちまたでは、少子高齢化を背景として若者の積極的な社会参加を促すなどと言われていています。つまり、「大学に進学せずに、さっさと就職して、健康保険料や年金を支払って。」ということでしょう（労働力も不足していますし。）。

このような大きな問題を抱えている18歳成年ですが、翌日のマスコミは、成人式の日程が大学受験と重複するので成人式に出られないとか、18歳、19歳、20歳が同時に成年になる2023年の成人式では振り袖が足りなくなるなどといった具合でした。のどかです。成人式も大事ですが、18歳成年の問題を知り、早めに対策を立てて欲しいです。

なお、今回の成年年齢の改正は民法のみですが、少年法の適用年齢も18歳未満にするという少年法改正が検討されています。改正されれば、高校生であっても今の大人と同じ刑事手続に付されることとなります。

最後に、上記のとおり、今後はお金の学校くまもとの活動領域が広がると思われますし、お金の通じた社会人育成等のプログラムの開発も必要になると思います。18歳成年の悩みは深いのですが、お金の学校くまもとのこれからは楽しみです。





子どもへの暴力ということについて（その1）

鶴 なつ子

今年の5月26日付け朝日新聞に、友田明美さん（小児精神科医）の「暴力や暴言で脳は変形する」という見出しの記事が大きく掲載されました。私は、このような研究があるはずだと思っていたので、記事を見た時は、飛び上がるような思いでした。そして、会員の詫間さんや川津さんも同じ記事に着目していたのです。

10年程前、私は熊本市総合女性センター（旧称）で相談員の仕事をしました。館内の図書室には関連の書籍が豊富にありました。女性センター以前に働いていた消費生活センターとは基本的知識が異なる世界で、生身の人間を対象とするDVを始め、家族間トラブルに関する法律や欧米の調査、研究資料の膨大さに圧倒されました。

しかし、執拗なまでの被虐待体験の生々しい証言やレポートを読むうちに、暴力の実態がつかめたような気がするものの、遠いアメリカでの出来事だという感覚がありました。

日本にDV防止法が出来たのは平成13年ですが、数年経った当時でも“穏やかな日本人に性的児童虐待は存在しない”という風潮がありました。

女性センターでは3年間の勤務でしたが、始めの頃は私の中ではDVと児童虐待は別個の問題という認識でした。相談を受け続けるうちに、家庭の中でDVと児童虐待は深く繋がっており、暴力の連鎖だということに気が付きました。今思うと、当り前のことですが…。

在職中に、埼玉県にある又エック（国立女性教育会館）での研修に参加し、戒能民江氏の講義を受けました。日本のDV問題の草分け的存在の一人である戒能氏の講義内容の一つは、DVから殺人に至った事件の解説でした。解説の締めくくりとして戒能氏は、「全国で一斉に事件が報道され騒がれて終わってしまうケースがほとんどだが、専門家による検証が報道に載せられることで、国民がDVや虐待についての正しい知識となる情報を得ることはとても重要だ。」と力説されました。

僕はお腹の中で蹴られた覚えがあるという言葉や、記憶を失う程の性的虐待ということがずっと気になっていました。

今回の新聞記事で、友田明美さんは、「不適切な関わりがない親は皆無」という発言をされており、私の育児体験を考える時に救われる思いがありました。一方、「暴力や暴言の種類により、発達すべき脳の働きや機能が損傷する」という研究発表は、生き辛さを抱える人の側に立とうとする私たちが是非とも知っておきたい情報の一つであると思います。

「言葉の暴力は身体的な暴力より脳へのダメージがはるかに大きい」「いまは子どもを守るだけでは済みません。親を支援しなくては。」という友田さんの考えは、チームを組んで支援しようとする時にも、共通認識として理解しておきたいことではないでしょうか。

子どもへの暴力ということについて（その2）

川津 るり子

厚生労働省の発表によると、児童虐待相談対応件数が毎年更新されていますが、心理的虐待が増加しているということです。そんなとき、「暴力や暴言など親の不適切なかかわりが子どもの脳を傷つける」という友田明美さんの記事が目に入ってきました。

文中では「マルトリートメント＝不適切なかかわり」という言葉が使われていました。暴力は勿論のこと、「こんなこともできないの」「生まなきゃよかった」とおとしめたり、「他の兄弟姉妹との比較や、スマホを与えっぱなしにするのもマルトリートメントです」と友田さんは言っています。

「マルトリートメント」、なんとも素敵に聞こえる言葉が全く逆の意味を持っているのが、心に残りました。虐待と言うと自分には関係ない、と他人事になってしまうので、あえてマルトリートメントという言葉を使っているということです。

傷ついた脳は傷ついたままなのでしょうか、という質問に対し、友田さんは「回復します。でもトラウマ治療のほか、安定した環境や愛着の再形成が必要です」と答えています。

マルトリートメントしていない親はいない、みんな悩んだり後悔しながら子育てをしています。自分もいっぱい失敗をしてきました。

民生児童委員となった今、地域の子どもを見守ると同時に、「子育て」が「孤育て」にならないよう親の支援もしていきたいと思います。少々、おせっかいなおじさん・おばさんが“近助”に居てくれる、そんな社会になればいいなと思っています。

□■記事募集■□ **名・迷リポーター急募！**

お金の学校くまもとの会報に、あなたの身近な話、お金の話、法律の話、砕けた話、お堅い話・・・etc 載せてみませんか？

注）高額原稿料はなく、ボランティアです

事務局だより

◆活動日誌

(活動報告)

- ・ 7月18日 和水町立菊水西小 ワークショップ
- ・ 7月18日 和水町立菊水東小 ワークショップ

(今後の予定)

- ・ 9月15日 長洲町立清里小 ワークショップ
- ・ 11月20日 和水町立菊水南小 ワークショップ
- ・ 11月21日 和水町立三加和中 ワークショップ
- ・ 12月12日 和水町立菊水中央小 ワークショップ
- ・ 12月12日 和水町立菊水中 ワークショップ
- ・ 1月25日 和水町立三加和小 ワークショップ

(年間事業)

- ・ 平成30年度 長洲町生活困窮相談のための家計管理支援事業
月2回（生保受給日・年金支給日）
- ・ 長洲町消費者相談会事業 月1回

編集後記

西日本に大きな被害をもたらした豪雨から一転、毎日厳しい暑さが続いています。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。この厳しい暑さの中、復旧作業をされている被災地域のニュースを見ると2年前の熊本地震の際、たった数日の断水でも大変困ったことが思い出されます。あの時感じた「水の大切さ」を改めて忘れないようにしないと、と感じると同時に、何か自分にもできることはないかな、と思います。

話題は一転しますが、7月に入り各TV局、新たな連ドラ（連続ドラマ）が始まりました。毎シーズン、「今回は何を見ようかな・・・」と楽しみなのですが、今回は『健康で文化的な最低限度の生活』（フジ系火曜10時）に期待しています。昨年、あるセンターで原作の漫画を紹介してもらったのですが、生活保護のケースワーカーさんの現場がリアルに描かれているようなので、興味ある方は、ぜひご覧ください。

今年度は、夏休み号、年末号、年度末号と発行を予定しています。皆さんも是非、いろんな話題をお寄せください。(N)

